

家庭・事業者向けエコリース促進事業

2, 300百万円（1, 800百万円）

総合環境政策局環境経済課

1. 事業の必要性・概要

今後の中長期的な温室効果ガスの大幅削減のためには、特に家庭、業務、運輸部門の大幅な排出削減が急務である。さらに、東日本大震災の影響を受け、電力需給対策、節電対策及び再生可能エネルギーの導入推進が求められている。

このため、これらの部門における低炭素機器（使用段階において CO2 の削減に資する機器）導入に向けて追加的な投資が必要であるが、特に家庭・中小企業ではその導入に伴う多額の初期投資費用（頭金）負担がネックとなる。

こうした多額の初期投資負担を軽減し、低炭素機器を普及させるためには、「リース」を活用することが有効である。

しかしながら、リース手法への家庭における馴染みのなさといった理由から、これまで低炭素機器の普及のためにリースは必ずしも活用されておらず、リースによる低炭素機器の普及促進を図るための政策的な後押しが必要である。

特に家庭・業務部門における地球温暖化対策を更に進めていく上で、低炭素機器のリースを広く普及させ、低炭素機器の普及を加速化していくために、引き続き本事業を実施することが必要である。

2. 事業計画（業務内容）

リースにより低炭素機器を導入した場合に、リース料総額の3%又は5%をリース事業者に対して助成する。ただし、東日本大震災の被災地域の復興に資するため、岩手県、宮城県又は福島県における低炭素機器に係るリース契約に限定して補助率を10%とする。

なお、本事業において低炭素機器を導入できる者は家庭及び事業者（資本金10億円未満の事業者に限る。）とし、他に補助制度がある場合には本制度といずれかを選択することとする。

3. 施策の効果

○本事業による温室効果ガスの削減効果は約3万t-CO2/年を見込んでいる。

○経済効果として、約430億円の低炭素機器の設備導入を創出。

概要

- 導入に際して多額の初期投資費用（頭金）を負担することが困難な家庭及び事業者（中小企業等）について、頭金なしの「リース」という手法を活用することによって低炭素機器の普及を図る。
- 具体的には、低炭素機器をリースで導入した場合に、リース総額の3%又は5%（ただし東北3県に係るリース契約は10%）を指定リース事業者に助成（他に補助制度がある場合にはどちらかを選択。）。支出予定先は民間団体。
- 対象機器の例
家庭向け：住宅向け太陽光パネル等（家庭用高効率給湯器等低価格製品は対象外。）
事業者向け：高効率ボイラー、高効率冷凍冷蔵庫、ハイブリッド建機、太陽光パネル等

スキーム

